令和５年12月

甲斐市定例市議会議案

（追　加）

甲　斐　市

令和５年12月19日　提出

甲斐市長　保　坂　　武

目　　次

議案番号	件　　名	ページ
議案第84号	甲斐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件	1
議案第85号	甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部改正の件	3
議案第86号	甲斐市職員給与条例の一部改正の件	5
議案第87号	甲斐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件	15
議案第88号	甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件	25
議案第89号	甲斐市手数料条例の一部改正の件	29
議案第90号	令和５年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）	31
議案第91号	令和５年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	41
議案第92号	令和５年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	47
議案第93号	令和５年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第3号）	53
議案第94号	令和５年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第2号）	59
議案第95号	令和５年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第2号）	65
議案第96号	令和５年度甲斐市水道事業会計補正予算（第3号）	71
議案第97号	令和５年度甲斐市簡易水道事業会計補正予算（第3号）	73
議案第98号	令和５年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第3号）	75
同意第23号	教育委員会委員の任命の件	77
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦の件	79
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦の件	81
諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦の件	83
諮問第6号	人権擁護委員候補者の推薦の件	85

議案第 84 号

甲斐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件

甲斐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　甲斐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 16 年甲斐市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 170」を「100 分の 180」に改める。

第２条　甲斐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 180」を「100 分の 175」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

２　第 1 条の規定による改正後の甲斐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

提案理由

国家公務員の給与改定等にかんがみ、期末手当の支給率を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第85号

甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部改正の件

甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　甲斐市の市長等の給与等に関する条例（平成16年甲斐市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第２条　甲斐市の市長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

２　第1条の規定による改正後の甲斐市の市長等の給与等に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

提案理由

国家公務員の給与改定等にかんがみ、期末手当の支給率を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第86号

甲斐市職員給与条例の一部改正の件

甲斐市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市職員給与条例の一部を改正する条例

第1条　甲斐市職員給与条例（平成16年甲斐市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第1号中「41万4,800円」を「41万5,600円」に改め、同項第2号中「5万800円」を「5万1,100円」に改める。

第17条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第17条の4第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

別表第2及び別表第2の2を次のように改める。

別表第2　（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000

	41	217, 800	260, 200	298, 200	342, 900	367, 000	393, 900	436, 600
	42	218, 900	261, 400	299, 800	344, 800	367, 900	395, 100	437, 300
	43	219, 900	262, 500	301, 300	346, 600	368, 900	396, 200	438, 000
	44	220, 900	263, 600	302, 800	348, 400	370, 000	397, 300	438, 700
	45	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000	439, 500
	46	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700	440, 300
	47	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600	399, 400	440, 700
	48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100	441, 400
	49	225, 400	268, 900	310, 000	355, 700	374, 200	400, 700	441, 900
	50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300	442, 300
	51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800	442, 700
	52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100
	53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600	443, 500
	54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900
	55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300
	56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600
	57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900
	58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300
	59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600
	60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900
	61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000	446, 200
	62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300	
	63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600	
	64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900	
	65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200	
	66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500	
	67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800	
	68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100	
	69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300	
	70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600	
	71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900	
	72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100	
	73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300	
	74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600	
	75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900	
	76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100	
	77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300	
	78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600	
	79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900	
	80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100	
	81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300	
	82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600	
	83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900	
	84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100	

	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
	94		295,900	343,600				
	95		296,200	344,100				
	96		296,600	344,500				
	97		296,800	344,700				
	98		297,100	345,100				
	99		297,500	345,500				
	100		297,900	345,800				
	101		298,100	346,100				
	102		298,400	346,500				
	103		298,800	346,900				
	104		299,100	347,300				
	105		299,300	347,800				
	106		299,600	348,200				
	107		300,000	348,600				
	108		300,300	349,000				
	109		300,500	349,500				
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考　この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2の2（第4条関係）

看護・保健職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900

	37	235, 900	257, 600	287, 500	310, 800	346, 500
	38	237, 200	258, 500	288, 600	312, 100	348, 100
	39	238, 500	259, 400	289, 700	313, 500	349, 600
	40	239, 700	260, 300	290, 700	314, 900	351, 100
	41	240, 500	260, 700	291, 700	316, 400	352, 300
	42	241, 500	261, 500	292, 900	317, 800	353, 800
	43	242, 500	262, 300	294, 100	319, 200	355, 300
	44	243, 500	263, 000	295, 300	320, 500	356, 700
	45	244, 500	263, 700	296, 400	321, 300	358, 100
	46	245, 500	264, 400	297, 700	322, 700	359, 100
	47	246, 400	265, 100	299, 000	324, 100	360, 500
	48	247, 200	265, 800	300, 200	325, 600	361, 800
	49	248, 000	266, 500	301, 300	326, 700	363, 100
	50	248, 900	267, 300	302, 500	328, 000	364, 500
	51	249, 800	268, 000	303, 700	329, 300	365, 800
	52	250, 600	268, 900	305, 000	330, 600	367, 100
	53	251, 200	269, 800	306, 400	331, 900	368, 600
	54	252, 100	270, 900	307, 700	333, 200	369, 800
	55	253, 000	272, 000	309, 000	334, 500	370, 900
	56	253, 800	273, 200	310, 200	335, 800	372, 100
	57	254, 500	274, 400	311, 000	336, 700	373, 200
	58	255, 400	275, 800	312, 200	338, 000	374, 100
	59	256, 000	277, 100	313, 400	339, 200	375, 100
	60	256, 800	278, 400	314, 800	340, 500	376, 000
	61	257, 500	279, 600	315, 900	341, 500	376, 600
	62	258, 200	280, 800	317, 200	342, 400	377, 400
	63	258, 900	281, 900	318, 400	343, 500	378, 200
	64	259, 600	283, 000	319, 600	344, 700	379, 000
	65	260, 200	284, 000	320, 800	345, 800	379, 700
	66	260, 900	285, 200	322, 100	347, 000	380, 400
	67	261, 500	286, 400	323, 300	348, 200	381, 200
	68	262, 100	287, 400	324, 500	349, 200	381, 900
	69	262, 700	288, 400	325, 200	350, 200	382, 500
	70	263, 300	289, 800	326, 300	351, 200	383, 100
	71	264, 100	291, 100	327, 400	352, 300	383, 800
	72	264, 900	292, 300	328, 300	353, 400	384, 400
	73	266, 100	293, 300	329, 400	354, 200	385, 100
	74	267, 200	294, 600	330, 100	355, 300	385, 600
	75	268, 200	295, 800	331, 200	356, 400	386, 200
	76	269, 200	297, 000	332, 300	357, 400	386, 700

	77	270, 100	298, 300	333, 400	358, 100	387, 100
	78	271, 000	299, 500	334, 600	358, 900	387, 700
	79	271, 900	300, 700	335, 700	359, 700	388, 200
	80	272, 800	301, 900	336, 800	360, 400	388, 500
	81	273, 600	302, 400	337, 900	361, 000	388, 800
	82	274, 500	303, 600	339, 000	361, 500	389, 300
	83	275, 400	304, 700	340, 000	362, 100	389, 700
	84	276, 000	305, 800	341, 100	362, 600	390, 000
	85	276, 700	306, 900	342, 000	363, 200	390, 300
	86	277, 400	308, 100	343, 000	363, 700	390, 800
	87	278, 100	309, 300	343, 900	364, 300	391, 300
	88	278, 800	310, 400	344, 900	364, 800	391, 700
	89	279, 600	311, 500	345, 800	365, 200	392, 000
	90	280, 400	312, 700	346, 600	365, 600	392, 400
	91	281, 200	313, 900	347, 400	366, 200	392, 900
	92	282, 000	315, 000	348, 200	366, 700	393, 300
	93	282, 800	315, 800	348, 800	367, 000	393, 700
	94	283, 800	316, 500	349, 400	367, 500	
	95	284, 700	317, 200	350, 100	367, 900	
	96	285, 600	317, 800	350, 700	368, 200	
	97	286, 200	318, 300	351, 100	368, 800	
	98	286, 800	318, 600	351, 500	369, 300	
	99	287, 400	319, 200	352, 000	369, 800	
	100	288, 300	319, 800	352, 400	370, 300	
	101	289, 100	320, 200	352, 900	370, 900	
	102	289, 900	320, 800	353, 300	371, 400	
	103	290, 700	321, 400	353, 800	371, 900	
	104	291, 500	321, 900	354, 200	372, 300	
	105	292, 100	322, 300	354, 500	372, 900	
	106	292, 600	322, 800	355, 000	373, 400	
	107	293, 100	323, 300	355, 400	373, 900	
	108	293, 500	323, 800	355, 700	374, 400	
	109	293, 700	324, 200	356, 200	375, 000	
	110	294, 000	324, 600	356, 700	375, 400	
	111	294, 200	324, 900	357, 200	375, 900	
	112	294, 500	325, 200	357, 700	376, 400	
	113	294, 800	325, 500	358, 200	377, 000	
	114	295, 000	325, 900	358, 700		
	115	295, 300	326, 300	359, 200		
	116	295, 500	326, 600	359, 600		

117	295, 800	326, 800	360, 000			
118	296, 100	327, 100	360, 400			
119	296, 400	327, 500	360, 900			
120	296, 700	327, 700	361, 400			
121	297, 000	327, 900	361, 800			
122	297, 400	328, 200	362, 300			
123	297, 700	328, 500	362, 800			
124	298, 100	328, 800	363, 300			
125	298, 300	329, 000	363, 600			
126	298, 500	329, 300				
127	298, 800	329, 700				
128	299, 200	329, 900				
129	299, 400	330, 100				
130	299, 700	330, 300				
131	300, 100	330, 700				
132	300, 500	330, 900				
133	300, 700	331, 200				
134	301, 000	331, 600				
135	301, 400	332, 000				
136	301, 700	332, 400				
137	301, 900	332, 700				
138	302, 200	333, 100				
139	302, 600	333, 500				
140	302, 900	333, 900				
141	303, 100	334, 200				
142	303, 500	334, 600				
143	303, 900	334, 900				
144	304, 200	335, 300				
145	304, 400	335, 600				
146	304, 600	336, 000				
147	304, 900	336, 400				
148	305, 300	336, 800				
149	305, 500	337, 100				
150	305, 700	337, 500				
151	306, 000	337, 900				
152	306, 300	338, 300				
153	306, 700	338, 600				
154	306, 900					
155	307, 100					
156	307, 400					

	157	307,700				
	158	308,000				
	159	308,300				
	160	308,600				
	161	309,000				
	162	309,300				
	163	309,600				
	164	309,900				
	165	310,300				
	166	310,600				
	167	310,900				
	168	311,200				
	169	311,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100

備考　この表は、保健師及び看護師に適用する。

第２条　甲斐市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第17条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

附　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

２　第1条の規定による改正後の甲斐市職員給与条例（以下この項及び次条おいて「改正後の条例」という。）第9条の2第1項第1号及び第2号並びに別表第2及び別表第2の2の規定は令和5年4月1日から、改正後の条例第17条第2項及び第3項並びに第17条の4第2項の規定は令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第２条　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の甲斐市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

第３条　前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由

国家公務員の給与改定等にかんがみ、給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給率等を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第87号

甲斐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件

甲斐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

甲斐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年甲斐市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

給料表

職種	号給	給料月額
1　一般行政事務等（他の職種の区分の適用を受けない者を含む。）		円
	1	162,100
	2	163,200
	3	164,400
	4	165,500
	5	166,600
	6	167,700
	7	168,800
	8	169,900
	9	170,900
	10	172,300
	11	173,600
	12	174,900
	13	176,100
	14	177,600
	15	179,100
	16	180,700
	17	181,800
	18	183,200
	19	184,600
	20	186,000
	21	187,300
	22	189,600
	23	191,800
	24	194,000
	25	196,200
	26	197,900
	27	199,400
	28	200,900
	29	202,400
	30	203,800
	31	205,200
	32	206,600
	33	208,000
	34	209,300
	35	210,600
	36	211,900

	37	213, 200
	38	214, 400
	39	215, 600
	40	216, 700
	41	217, 800
	42	218, 900
	43	219, 900
	44	220, 900
	45	221, 800
	46	222, 700
	47	223, 600
	48	224, 500
	49	225, 400
	50	226, 300
	51	227, 200
	52	228, 100
	53	228, 900
	54	229, 800
	55	230, 700
	56	231, 500
	57	231, 800
	58	232, 600
	59	233, 300
	60	233, 900
	61	234, 500
	62	235, 200
	63	235, 800
	64	236, 300
	65	236, 800
	66	237, 300
	67	237, 800
	68	238, 400
	69	238, 900
	70	239, 400
	71	239, 900
	72	240, 400
	73	240, 900
	74	241, 400
	75	241, 800
	76	242, 300

	77	242,800
	78	243,300
	79	243,800
	80	244,300
	81	244,700
	82	245,200
	83	245,600
	84	246,000
	85	246,400
	86	246,800
	87	247,200
	88	247,600
	89	248,000
	90	248,500
	91	248,800
	92	249,100
	93	249,400
２　保健師、助産師、看護師その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるもの	1	183,500
	2	184,900
	3	186,400
	4	187,800
	5	189,300
	6	190,800
	7	192,300
	8	193,800
	9	195,000
	10	196,700
	11	198,300
	12	199,800
	13	201,200
	14	203,200
	15	205,300
	16	207,300
	17	209,300
	18	211,300
	19	213,400
	20	215,400
	21	217,300
	22	219,000
	23	220,700
	24	222,400

	25	223,700
	26	225,000
	27	226,100
	28	227,100
	29	228,200
	30	229,000
	31	229,800
	32	230,500
	33	231,600
	34	232,800
	35	233,900
	36	234,900
	37	235,900
	38	237,200
	39	238,500
	40	239,700
	41	240,500
	42	241,500
	43	242,500
	44	243,500
	45	244,500
	46	245,500
	47	246,400
	48	247,200
	49	248,000
	50	248,900
	51	249,800
	52	250,600
	53	251,200
	54	252,100
	55	253,000
	56	253,800
	57	254,500
	58	255,400
	59	256,000
	60	256,800
	61	257,500
	62	258,200
	63	258,900
	64	259,600

	65	260,200
	66	260,900
	67	261,500
	68	262,100
	69	262,700
	70	263,300
	71	264,100
	72	264,900
	73	266,100
	74	267,200
	75	268,200
	76	269,200
	77	270,100
	78	271,000
	79	271,900
	80	272,800
	81	273,600
	82	274,500
	83	275,400
	84	276,000
	85	276,700
	86	277,400
	87	278,100
	88	278,800
	89	279,600
	90	280,400
	91	281,200
	92	282,000
	93	282,800
	94	283,800
	95	284,700
	96	285,600
	97	286,200
	98	286,800
	99	287,400
	100	288,300
	101	289,100
	102	289,900
	103	290,700
	104	291,500

	105	292, 100
	106	292, 600
	107	293, 100
	108	293, 500
	109	293, 700
	110	294, 000
	111	294, 200
	112	294, 500
	113	294, 800
	114	295, 000
	115	295, 300
	116	295, 500
	117	295, 800
	118	296, 100
	119	296, 400
	120	296, 700
	121	297, 000
	122	297, 400
	123	297, 700
	124	298, 100
	125	298, 300
	126	298, 500
	127	298, 800
	128	299, 200
	129	299, 400
	130	299, 700
	131	300, 100
	132	300, 500
	133	300, 700
	134	301, 000
	135	301, 400
	136	301, 700
	137	301, 900
	138	302, 200
	139	302, 600
	140	302, 900
	141	303, 100
	142	303, 500
	143	303, 900
	144	304, 200

	145	304, 400
	146	304, 600
	147	304, 900
	148	305, 300
	149	305, 500
	150	305, 700
	151	306, 000
	152	306, 300
	153	306, 700
	154	306, 900
	155	307, 100
	156	307, 400
	157	307, 700
	158	308, 000
	159	308, 300
	160	308, 600
	161	309, 000
	162	309, 300
	163	309, 600
	164	309, 900
	165	310, 300
	166	310, 600
	167	310, 900
	168	311, 200
	169	311, 600

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、令和６年１月１日から施行し、この条例による改正後の甲斐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和５年４月１日から適用する。

（経過措置）

2　改正後の条例の規定は、この条例の施行の日前に退職した職員には適用しない。

（給与の内払）

3　改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の甲斐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

国家公務員の給与改定等にかんがみ、給料月額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 88 号

甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件

甲斐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

甲斐市国民健康保険税条例（平成16年甲斐市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

3　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3)　国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4)　国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5)　国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6)　国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第24条の３　国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1)　納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2)　出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3)　出産の予定日

(4)　単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5)　その他市長が必要と認める事項

２　前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)　出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2)　多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3)　出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

３　第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

４　第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の甲斐市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）の施行に伴い、子育て世帯への経済的負担軽減、次世代育成支援の観点から、国民健康保険の被保険者に係る産前産後期間の保険税について免除措置を講ずるため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第89号

甲斐市手数料条例の一部改正の件

甲斐市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

甲斐市手数料条例の一部を改正する条例

甲斐市手数料条例（平成16年甲斐市条例62号）の一部を次のように改正する。

別表1の項から4の項までを次のように改める。

1	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付	1通につき　450円
2	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件につき　400円
3	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付	1通につき　750円
4	除籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件につき　700円

別表6の項中「記録された」を「記載した」に改め、同表7の項を次のように改める。

7	戸籍の届出若しくは申請の受理の証明、届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明又は届書等情報の内容の証明	1通につき　350円

別表9の項を次のように改める。

9	戸籍の届書その他市町村長の受理した書類の閲覧又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧	書類1件につき　350円

附　則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

提案理由

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 17 号）附則第 1 条第 5 号の施行日が令和 6 年 3 月 1 日とされ、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）

の一部改正が令和5年12月6日に公布されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 90 号

令和５年度甲斐市一般会計補正予算（第７号）

令和５年度甲斐市の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８４７，２０８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３３，６７５，００３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項
15 国庫支出金	
	1 国庫負担金
	2 国庫補助金
16 県支出金	
	1 県負担金
19 繰入金	
	1 基金繰入金
22 市債	
	1 市債
歳　入　合　計	

（単位：千円）

補正前の額	補正額	計
5,806,866	660,169	6,467,035
4,479,720	43	4,479,763
1,311,138	660,126	1,971,264
2,436,347	21	2,436,368
1,583,534	21	1,583,555
1,353,580	171,418	1,524,998
1,344,673	171,418	1,516,091
1,823,246	15,600	1,838,846
1,823,246	15,600	1,838,846
32,827,795	847,208	33,675,003

歳　出

款	項
1 議会費	
	1 議会費
2 総務費	
	1 総務管理費
	2 徴税費
	3 戸籍住民基本台帳費
	6 監査委員費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
	3 生活保護費
	4 国民年金費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
	2 環境衛生費
	3 清掃費
5 労働費	
	1 労働諸費
6 農林水産業費	
	1 農業費
7 商工費	
	1 商工費
8 土木費	
	1 土木管理費
	4 都市計画費
10 教育費	
	1 教育総務費

（単位：千円）

補正前の額	補正額	計
196,260	277	196,537
196,260	277	196,537
4,113,977	32,054	4,146,031
3,488,374	28,878	3,517,252
350,374	2,844	353,218
241,580	357	241,937
16,047	△25	16,022
12,909,605	504,683	13,414,288
5,219,235	502,995	5,722,230
6,259,894	781	6,260,675
1,422,571	563	1,423,134
7,904	344	8,248
3,039,246	△5	3,039,241
1,379,578	△1,940	1,377,638
293,012	1,705	294,717
1,366,656	230	1,366,886
70,244	163	70,407
70,244	163	70,407
523,462	4,030	527,492
430,216	4,030	434,246
573,677	258,587	832,264
573,677	258,587	832,264
2,772,403	7,554	2,779,957
322,799	2,923	325,722
1,836,004	4,631	1,840,635
3,246,376	39,865	3,286,241
531,050	13,299	544,349

款	項
	2 小学校費
	3 中学校費
	4 学校給食費
	6 社会教育費
	7 保健体育費
歳　出　合　計	

（単位：千円）

補正前の額	補正額	計
726,739	4,975	731,714
319,605	1,096	320,701
692,548	4,249	696,797
679,670	15,097	694,767
287,575	1,149	288,724
32,827,795	847,208	33,675,003

第２表 繰越明許費補正

（追加）　　（単位：千円）

款	項	事　業　名	金　額
7　商工費	1　商工費	商工振興事業	257,858
10　教育費	6　社会教育費	双葉ふれあい文化館管理運営費	118,437

第３表　地方債補正

（変更）

（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
公共施設等適正管理推進事業	287,900	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えすることができる。	191,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借り換えすることができる。
合併特例事業	441,100	同上	同上	同上	553,600	同上	同上	同上

議案第91号

令和５年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

令和５年度甲斐市の国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，６６１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，９８６，４０９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項
1 国民健康保険税	
	1 国民健康保険税
6 繰入金	
	1 一般会計繰入金
歳　入　合　計	

（単位：千円）

補正前の額	補正額	計
1,284,000	△87	1,283,913
1,284,000	△87	1,283,913
745,271	1,748	747,019
504,393	1,748	506,141
6,984,748	1,661	6,986,409

歳　出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
3 国民健康保険事業費納付金	
	1 医療給付費分
	2 後期高齢者支援金等分
歳　出　合　計	

（単位：千円）

補正前の額	補正額	計
99,494	1,661	101,155
91,221	1,661	92,882
1,957,923	0	1,957,923
1,321,751	0	1,321,751
476,244	0	476,244
6,984,748	1,661	6,986,409

議案第92号

令和５年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

令和５年度甲斐市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２９９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９５９，２２０千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項
3 繰入金	
	1 一般会計繰入金
歳　入　合　計	

（単位：千円）

補正前の額	補正額	計
243,474	299	243,773
243,474	299	243,773
958,921	299	959,220

歳　出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
歳　出　合　計	

（単位：千円）

補正前の額	補正額	計
40,710	299	41,009
37,297	299	37,596
958,921	299	959,220

議案第93号

令和５年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第３号）

令和５年度甲斐市の介護保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２１１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，４７４，４８３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項
2 分担金及び負担金	
	1 負担金
4 国庫支出金	
	2 国庫補助金
5 支払基金交付金	
	1 支払基金交付金
6 県支出金	
	2 県補助金
8 繰入金	
	1 一般会計繰入金
	2 基金繰入金
歳　入　合　計	

（単位：千円）

補正前の額	補正額	計
10,863	57	10,920
10,863	57	10,920
1,067,704	△587	1,067,117
146,760	△587	146,173
1,338,384	42	1,338,426
1,338,384	42	1,338,426
895,383	△295	895,088
238,740	△295	238,445
870,036	994	871,030
789,628	1,323	790,951
80,408	△329	80,079
5,474,272	211	5,474,483

歳　出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
	4 介護認定審査会費
3 地域支援事業費	
	1 介護予防・生活支援総合事業費
	2 包括的支援事業・任意事業費
歳　出　合　計	

（単位：千円）

補正前の額	補正額	計
319,871	1,675	321,546
53,140	1,530	54,670
27,426	145	27,571
171,114	△1,464	169,650
102,977	159	103,136
67,690	△1,623	66,067
5,474,272	211	5,474,483

議案第94号

令和５年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算(第２号)

令和５年度甲斐市の介護サービス特別会計補正予算(第２号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１２６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７，９５５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項
2 繰入金	
	1 一般会計繰入金
歳　入　合　計	

（単位：千円）

補正前の額	補正額	計
1,101	126	1,227
1,101	126	1,227
17,829	126	17,955

歳　出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
歳　出　合　計	

（単位：千円）

補正前の額	補正額	計
4,403	126	4,529
4,403	126	4,529
17,829	126	17,955

議案第95号

令和５年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第２号）

令和５年度甲斐市の地域し尿処理施設特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２３０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０，５２４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項
3 繰入金	
	1 一般会計繰入金
歳　入　合　計	

（単位：千円）

補正前の額	補正額	計
2,654	230	2,884
2,654	230	2,884
10,294	230	10,524

歳　出

款	項
1 衛生費	
	1 地域し尿処理施設費
歳　出　合　計	

（単位：千円）

補正前の額	補正額	計
10,184	230	10,414
10,184	230	10,414
10,294	230	10,524

議案第96号

令和５年度甲斐市水道事業会計補正予算（第３号）

（総則）

第１条　令和５年度甲斐市の水道事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和５年度甲斐市の水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支　　出		
第１款　水道事業費用	796,054千円	1,529千円	797,583千円
第１項　営業費用	761,592千円	1,529千円	763,121千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第３条　予算第８条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1)　職員給与費	82,516千円	1,529千円	84,045千円

議案第97号

令和５年度甲斐市簡易水道事業会計補正予算（第３号）

（総則）

第１条　令和５年度甲斐市の簡易水道事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和５年度甲斐市の簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収　　入		
第１款　水道事業収益	94,673千円	174千円	94,847千円
第２項　営業外収益	79,649千円	174千円	79,823千円

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支　　出		
第１款　水道事業費用	94,265千円	174千円	94,439千円
第１項　営業費用	89,886千円	174千円	90,060千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第３条　予算第８条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1)　職員給与費	5,561千円	174千円	5,735千円

（他会計からの補助金）

第４条　予算第９条中「70,815千円」を「70,989千円」に改める。

議案第98号

令和５年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第３号）

（総則）

第１条　令和５年度甲斐市の下水道事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和５年度甲斐市の下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収　　入		
第１款　下水道事業収益	1,681,505千円	1,112千円	1,682,617千円
第２項　営業外収益	1,109,852千円	1,112千円	1,110,964千円

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支　　出		
第１款　下水道事業費用	1,687,270千円	1,112千円	1,688,382千円
第１項　営業費用	1,502,503千円	1,112千円	1,503,615千円

（資本的収入及び支出）

第３条　予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収　　入		
第１款　資本的収入	953,561千円	128千円	953,689千円
第７項　補助金	347,441千円	128千円	347,569千円

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支　　出		
第１款　資本的支出	1,498,884千円	128千円	1,499,012千円
第１項　建設改良費	557,714千円	128千円	557,842千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第４条　予算第９条に定めた経費を次のように改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	56,594 千円	1,240 千円	57,834 千円

（他会計からの補助金）

第５条　予算第 10 条中「1,165,996 千円」を「1,167,236 千円」に改める。

同意第23号

教育委員会委員の任命の件

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

１　住　　所　　甲斐市宇津谷818番地1
２　氏　　名　　金　子　初　男
３　生年月日　　昭和２７年６月２６日

提案理由

教育委員会委員　金子　初男　氏の任期満了（令和５年１２月２５日）に伴う任命のためである。これが、この案件を提出する理由である。

諮問第３号

人権擁護委員候補者の推薦の件

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

１　住　　所　　甲斐市竜王２８５２番地
２　氏　　名　　有 泉　よしみ
３　生年月日　　昭和３３年４月１０日

提案理由

人権擁護委員　小宮山　千雪　氏の任期満了（令和６年６月３０日）に伴う推薦のためである。これが、この案件を提出する理由である。

諮問第４号

人権擁護委員候補者の推薦の件

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

１　住　　所　　甲斐市島上条３７１番地
２　氏　　名　　羽中田　豊子
３　生年月日　　昭和３０年１２月１６日

提案理由

人権擁護委員　羽中田　豊子　氏の任期満了（令和６年６月３０日）に伴う推薦のためである。これが、この案件を提出する理由である。

諮問第５号

人権擁護委員候補者の推薦の件

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

１　住　　所　　甲斐市竜王１５２１番地１
２　氏　　名　　齊藤　敏文
３　生年月日　　昭和２９年４月１４日

提案理由

人権擁護委員　齊藤　敏文　氏の任期満了（令和６年６月３０日）に伴う推薦のためである。これが、この案件を提出する理由である。

諮問第６号

人権擁護委員候補者の推薦の件

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

１　住　　所　　甲斐市竜王２０６９番地８
２　氏　　名　　藤本　さゆり
３　生年月日　　昭和２８年１１月２９日

提案理由

人権擁護委員　藤本　さゆり　氏の任期満了（令和６年６月３０日）に伴う推薦のためである。これが、この案件を提出する理由である。